



厚生労働省  
群馬労働局

## Press Release

厚生労働省群馬労働局発表  
平成29年11月22日

【照会先】  
群馬労働局労働基準部賃金室  
室長 松村 光代  
賃金指導官 飯泉 幸男  
(電話) 027-896-4737

— 「群馬県特定（産業別）最低賃金」は12月22日から引き上げ—

群馬労働局長（半田 和彦）は、群馬地方最低賃金審議会（会長 河藤 佳彦 高崎経済大学教授）からの答申を受け、「群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」など4業種の群馬県特定（産業別）最低賃金を引き上げる改正決定を行い、本年11月22日付けで官報公示を行いました。これにより、群馬県特定（産業別）最低賃金は、本年12月22日から別紙のとおり引き上げられることになりました。

なお、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、本年10月7日に改正発効し、時間額783円（759円から24円の引き上げ）となっています。

今後、群馬労働局では、改正後の最低賃金の周知に努めるとともに、履行確保を図っていくこととしています。

別紙

特定最低賃金の件名	答申日	答申のあった 時間額	引上額	引上率 %
群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金  (略称：製鋼・鉄素形材製造業最低賃金)	10月17日	<b>876円</b>	<b>19円</b>	<b>2.22</b>
群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金  (略称：一般機械器具製造業最低賃金)	10月24日	<b>865円</b>	<b>19円</b>	<b>2.25</b>
群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  (略称：電気機械器具製造業最低賃金)	10月17日	<b>865円</b>	<b>20円</b>	<b>2.37</b>
群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金  (略称：輸送用機械器具製造業最低賃金)	10月17日	<b>865円</b>	<b>19円</b>	<b>2.25</b>

参 考

群馬県の最低賃金額の推移（過去5年間）

特定最低賃金の件名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
製鋼・鉄素形材製造業最低賃金	805円	815円	828円	841円	857円
一般機械器具製造業最低賃金	794円	804円	817円	830円	846円
電気機械器具製造業最低賃金	792円	802円	815円	829円	845円
輸送用機械器具製造業最低賃金	794円	804円	817円	830円	846円
群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)	696円	707円	721円	737円	759円

群馬県内では、すべての使用者・労働者に適用される「群馬県最低賃金（地域別最低賃金）」のほかに、特定の産業に適用される「特定最低賃金」が設定されており、これらの産業では、群馬県最低賃金と特定最低賃金が重複して適用されますが、より金額の高い「特定最低賃金」以上の賃金を支払う必要があります。

ただし、次に掲げる者については、特定最低賃金の適用から除外され「群馬県最低賃金（地域別最低賃金）」が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- (4) 各特定最低賃金において定められた業務に主として従事する者（別表）

※ 「特定最低賃金」は、従来の「産業別最低賃金」が、平成20年7月1日から施行された「最低賃金法の一部を改正する法律」により名称変更となったものです。

別 表

<p>製鋼・鉄素形材製造業最低賃金</p> <p>手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務</p>
<p>一般機械器具製造業最低賃金</p> <p>イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務</p> <p>ロ 手作業による包装、洗浄、レットルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務</p> <p>ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務</p>
<p>電気機械器具製造業最低賃金</p> <p>イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務</p> <p>ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務</p>
<p>輸送用機械器具製造業最低賃金</p> <p>イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務</p> <p>ロ 手作業による包装、洗浄、レットルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務</p> <p>ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務</p>